

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○農用地利用集積等促進計画の認可

（農業振興課）

一

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（四件）

（都市計画課）

一

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出

（建築宅地課）

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了（二件）

（建築宅地課）

二

監 査 委 員

○住民監査請求に係る監査結果の公表

二

雑 報

○環境影響評価事後調査報告書の縦覧

二

告 示

○宮城県告示第七百三十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、
農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

令和六年十一月二十六日

○宮城県告示第七百三十九号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十一号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画地区計画

2 名称

蛇田西部地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）
○宮城県告示第七百四十二号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画地区計画

2 名称

大橋地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構
造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

ハウスプラス確認検査株式会社

二 変更後の名称

ハウスプラス住宅保証株式会社

三 変更しようとする年月日

令和六年十二月一日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒川郡大郷町川内字長福寺山十九番四の一部、
十九番二十二の一部、十九番二十四の一部
岩手県盛岡市北飯岡二丁目四番一号
株式会社岩手マイタック

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

加美郡加美町字裏三百八十七番一、四百八番
一、四百十九番一、四百四十番一
富谷市大清水一丁目三十一番地六
株式会社あいホーム

監 査 委 員

○町域廻り監査員第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第
5項の規定に基づき監査した結果（令和6年11月20日付け請求人に通知）を別冊2のとおり公表す
る。

令和6年11月26日

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
宮城県監査委員 佐々木 功 悦
宮城県監査委員 成 田 由 加里
宮城県監査委員 古 田 計

雑 報

○合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー代表社員株式会社レノバ職務執行者土井充から、次のと
おり公報掲載の依頼があった。

令和六年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第四十四条第一項の規定に準じ、（仮称）石巻港バイオマス発電事業について事後調査報告書を作成しましたので、条例第四十四条第二項の規定に準じ、次のとおり公告し、本事後調査報告書を縦覧に供します。

令和六年十一月二十六日

合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー

代表社員 株式会社レノバ 職務執行者 土 井 充

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー

2 代表者 代表社員 株式会社レノバ 職務執行者 土井 充

3 所在地 宮城県石巻市潮見町十四番地十号

二 第二種事業の名称、種類及び規模

1 名称（仮称）石巻港バイオマス発電事業

2 種類 条例第二条第三項に規定する第二種事業（火力発電所の設置の工事の事業）

3 規模 発電設備の出力 七万四千九百五十キロワット

三 第二種事業実施区域

石巻市潮見町

四 第二種事業関係地域の範囲

石巻市、東松島市

五 第二種事業事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

宮城県環境生活部環境対策課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号県庁舎十三階）

石巻市市民生活部環境課（石巻市殻町十四番一号）

東松島市市民生活部市民生活課環境衛生係（東松島市矢本字上河戸三十六番一号）

2 縦覧期間

令和六年十一月二十六日（火）～令和六年十二月二十五日（水）（土・日・祝日を除く）

3 縦覧時間

各縦覧場所の開庁時間に準ずる

六 本件に関するお問い合わせ窓口

事業者名 合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー（担当）高橋 一典

住所 〒九八六―〇八四二 石巻市潮見町十四番地十号

電話番号 〇二二五―九八一六三三〇（代表）

時間 土・日・祝日を除く、午前八時三十分～午後五時